

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：北杜市簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和30年10月10日	地方公営企業法の適用・非適用	□適用 ■非適用
団体名	北杜市	職員数 (H24. 4. 1現在)	19
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上 (年度)		
	計画期間:		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

#### 2 財政指標等

資本費	130円 (平成21年度)	財政力指数	0.45 (平成22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	— (平成21年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	— ( — )
経常収支比率 (%)	86.6 (平成21年度)	実質公債費比率 (%)	18.5 (平成22年度)
		将来負担比率 (%)	145.6 (平成21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率についてはその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平成16年11月1日、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町及び武川村が合併し、北杜市となる。それぞれに簡易水道事業特別会計が1会計存在したが、北杜市簡易水道事業特別会計に統一される。</p> <p>平成18年3月15日、小淵沢町と合併し、現在の北杜市となる。</p> <p>小淵沢町の簡易水道事業特別会計は北杜市簡易水道事業特別会計に統一され、現在に至る。</p>
--	--

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	北杜市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度から平成27年度(5年間)
計画策定責任者	北杜市長 白倉政司
既存計画との関係	北杜市簡易水道事業長期計画、地域水道ビジョン、第2次北杜市行政改革大綱による
公表の方法等	市ホームページ、広報誌で公表、議会全員協議会で説明（計画承認後）
基本方針	<p>快適な生活環境を支えるためライフラインの役割を果たし、良質で安全な水道水の供給に努める。現状の一般会計繰上入金に依存した経営を改めるため、計画的な投資を行い、公債費及び工事コストの縮減を図る。</p> <p>また、漏水対策の実施により有収率の向上を図り、電気料・薬剤使用料等維持管理費を削減する。併せて、水道料金未納整理事務取扱要綱により未収金徴収対策を推進し、収納率の向上を図り、財政基盤の強化を目指す。</p>

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	263,103.8		うち年利7%以上	263,103.8
	補償金免除額	47,132.7			47,132.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業	263,103.8			263,103.8
合 計 (A)		263,103.8			263,103.8
「繰上償還」 再掲（地方 債）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		263,103.8			263,103.8

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
「繰上償還」 再掲（地方 債）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
「繰上償還」 再掲（地方 債）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行業業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>現在、北杜市簡易水道事業は一つの特別会計で経営を行っており、46箇所の簡易水道を平成28年度までに統合し、上水道事業に移行するための整備を進めている。</p> <p>料金改定については、負担の公平性・料金水準の適正化のため、当初計画では平成21年度から実施する予定であったが、合併前旧町村の地域間格差及び経済情勢の悪化の影響から調整に長期間を要し、大幅な増額改定による料金収入の確保は困難な状況となっている。また、給水人口の減少傾向に加え、近年の省資源・節水型の社会構造への変化により、料金収入は減少していくものと予想される。</p> <p>収益的収支のうち、支出については人件費・維持費・事務費・企業債利息が主なものであるが、このうち維持費では、固定経費である峡北地域広域水道企業団への受水費が収益的支出の約半分を占めている。多数の施設管理等を限られた人員で行っており、残る経費についても事業運営上削減の余地は少なくなっている。</p> <p>一方、資本的収支については、財政面の大きな負担となる公債費の削減を図るため計画的な投資を行っていく必要があるが、簡易水道統合整備事業に係る財源は国庫補助金及び地方債が多くを占める見込みである。</p> <p>なお、収支不足分の補填や地方債の元利償還金の財源については、一般会計からの繰入金に依存している状況である。</p>
経営課題	<p><b>課題① 水道料金の改定</b></p> <p>峡北地域広域水道企業団からの受水の有無等により旧町村間で異なっていた料金体系は、合併による公平の統一及び適正化を図る必要があったが、旧町村の地域間格差及び経済情勢の悪化の影響を考慮すると改定により負担が大きくなる地域があり、二つの料金体系を統一し、経営改善を図るまでの適正な料金設定とする調整が困難な状況であった。</p> <p>平成23年1月使用料から適用している現行の料金体系では、負担が大きくなる地域を考慮し、2年に1回・計6年かけて改定を実施する経過措置を講じたが、料金収入は当初の見込みより減少している。</p> <p><b>課題② 収納率の向上・未収金徴収対策</b></p> <p>給水収益の安定的な確保は事業運営に不可欠である。平成22年度の水道料金現年度分徴収率は97.33%であったが、第3次北杜市行政改革大綱では、徹底した収入確保を図るため、水道料金の現年度分徴収率を平成28年度までに98.5%に向上することを目標としている。(H27年度98.49%を達成)</p> <p>また、行政改革大綱では、自主財源の確保と負担の公平性・公正性の観点から滞納整理を強化し、水道料金の滞納繰越徴収率を平成28年度までに1.4%とすることを目標としている。(H27年度11.54%を達成)</p> <p>水道料金滞納分については、近年の社会経済低迷の影響から計画的な納入が履行されていない状況がみられるが、平成23年2月に制定した水道料金未納整理事務取扱要綱に基づいた、料金の納入指導や給水停止措置を実施し、納付の履行や滞納の抑制を図り徴収率の向上を目指す。</p> <p><b>課題③ 資本投下の抑制</b></p> <p>上水道事業への移行に向けた簡易水道統合整備事業は、平成28年度の事業完了を目指し年次計画により順次執行していく予定であり、財源の大半を国庫支出金及び地方債としている。</p> <p>また、効率的で安定した給水を行うため、老朽化施設の更新や基幹施設の耐震化等の課題があり、計画的な投資を行う必要がある。</p> <p>建設改良事業に係る財源は、地方債や一般会計繰入金に依存している状況であるが、工事コストの縮減に努め、これらの抑制を図る。</p> <p><b>課題④ 維持管理費の削減</b></p> <p>北杜市の有収水量の給水量に対する比率を表す有収率は73.4%（平成21年度）であり、同等の給水人口規模の全国平均86.7%より低い。</p> <p>このため、漏水調査及び配水管路の補修・整備により有収率の向上を図っていくが、これに伴い水道施設の電気料、薬剤使用料、修繕費等の削減が見込まれる。</p> <p>また、統合整備事業においても配水施設等の運用を見直し、施設に係る維持管理費及び財源である一般会計繰入金の削減を図る。</p>
留意事項	<p>現在、北杜市では、峡北地域広域水道企業団からの受水の他、自己水源として地下水等を94箇所で取水しており、配水池等は120箇所あり、市の東西南北4地域の上下水道センターで、各地域の一部を集中監視している。</p> <p>平成27年度より、効率的な事業運営を図るため、市内全域に広く分布している深井戸、湧水など多様な水源や配水施設などを遠隔により集中監視するシステムを整備している。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給水水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：千円、％）

区 分	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前2年度) (決算)	(計画前1年度) (決算)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)
収益的収入	1 総 収 益 (A)	1,785,584	1,842,321	1,752,275	1,709,932	1,564,608	1,535,314	1,531,672	1,542,420	1,565,398	1,532,925	1,571,768	1,567,346	1,556,319	1,544,107	1,553,819
	(1) 営 業 収 益 (B)	1,228,433	1,232,476	1,216,898	1,202,770	1,121,911	1,072,371	1,102,224	1,111,833	1,113,282	1,117,567	1,131,107	1,098,011	1,130,836	1,137,703	1,146,489
	ア 料 金 収 入	1,111,429	1,119,673	1,111,498	1,096,266	1,041,650	1,002,624	1,022,079	1,027,081	1,032,987	1,023,203	1,050,812	1,027,685	1,048,541	1,058,233	1,066,194
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
	ウ そ の 他	117,004	112,803	105,400	106,504	80,261	69,747	80,145	84,752	80,295	94,364	80,295	70,326	82,295	79,470	80,295
	(2) 営 業 外 収 益	557,151	609,845	535,377	507,162	442,697	462,943	429,448	430,587	452,116	415,358	440,661	469,335	425,483	406,404	407,330
	ア 他 会 計 繰 入 金	520,064	574,267	516,934	485,308	421,746	441,794	411,476	408,930	434,144	383,930	422,689	440,001	407,511	368,729	389,358
	イ そ の 他	37,087	35,578	18,443	21,854	20,951	21,149	17,972	21,657	17,972	31,428	17,972	29,334	17,972	37,675	17,972
	2 総 費 用 (D)	1,429,082	1,527,175	1,432,041	1,431,404	1,350,569	1,351,791	1,367,837	1,331,319	1,340,117	1,309,030	1,317,350	1,307,011	1,309,545	1,262,977	1,301,239
	(1) 営 業 費 用	979,025	1,023,673	1,048,237	1,063,629	1,071,209	1,084,010	1,097,310	1,073,832	1,079,915	1,075,972	1,079,665	1,084,823	1,079,415	1,052,343	1,079,165
ア 職 員 給 与 費	58,760	59,776	56,430	56,688	58,618	59,585	67,824	59,669	67,824	57,745	67,824	56,086	67,824	59,631	67,824	
うち退職手当																
イ そ の 他	920,265	963,897	991,807	1,006,941	1,012,591	1,024,425	1,029,486	1,014,163	1,012,091	1,018,227	1,011,841	1,028,737	1,011,591	992,712	1,011,341	
(2) 営 業 外 費 用	450,057	503,502	383,804	367,775	279,360	267,781	270,527	257,487	260,202	233,058	237,685	222,188	230,130	210,634	222,074	
ア 支 払 利 息	301,418	303,064	298,928	281,579	276,158	266,740	268,275	255,662	257,950	231,409	235,433	220,604	227,878	208,805	219,822	
うち借入金利息																
イ そ の 他	148,639	200,438	84,876	86,196	3,202	1,041	2,252	1,825	2,252	1,649	2,252	1,584	2,252	1,829	2,252	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	356,502	315,146	320,234	278,528	214,039	183,523	163,835	211,101	225,281	223,895	254,418	260,335	246,774	281,130	252,580	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,460,969	1,197,940	1,103,600	884,279	570,153	576,189	773,220	1,076,613	953,489	618,322	692,325	808,944	707,589	719,231	749,097
	(1) 地 方 債	684,900	593,200	290,000	350,800	147,600	144,300	290,300	264,300	275,000	167,700	281,300	370,500	286,000	303,100	310,100
	資本費平準化債															
	(2) 他 会 計 補 助 金	363,521	335,485	530,835	364,374	341,009	331,293	353,064	707,034	606,062	348,444	338,562	301,543	353,689	341,510	368,623
	(3) 他 会 計 借 入 金															
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
	(5) 国(都道府県)補助金	300,535	213,825	145,308	130,293	39,225	29,027	58,777	85,550	62,427	54,920	63,863	75,710	64,900	47,538	70,374
	(6) 工 事 負 担 金	55,013	50,406	55,686	38,812	42,319	39,994	15,318	19,729	0	47,258	0	61,191	0	27,083	0
	(7) そ の 他	57,000	5,024	81,771			31,575	55,761	0	10,000	0	8,600	0	3,000	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,862,148	1,487,838	1,410,026	1,153,988	783,797	768,202	950,820	1,184,185	1,178,428	823,473	946,401	1,086,586	954,021	980,955	1,001,335
(1) 建 設 改 良 費	1,521,655	1,070,479	801,698	732,541	335,944	310,966	493,584	438,041	432,284	346,624	469,553	588,432	455,867	461,767	482,147	
うち職員給与費	58,760	59,776	56,430	56,688	55,267	56,238	64,139	56,437	64,139	54,368	64,139	52,604	64,139	56,135	64,139	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	340,493	417,359	608,328	421,447	447,853	457,236	457,236	746,144	746,144	476,849	476,848	498,154	498,154	519,188	519,188	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-401,179	-289,898	-306,426	-269,709	-213,644	-192,013	-177,600	-107,572	-224,939	-205,151	-254,076	-277,642	-246,432	-261,724	-252,238	

(単位:千円,%)

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-44,677	25,248	13,808	8,819	395	-8,490	-13,765	103,529	342	18,744	342	-17,307	342	19,406	342					
積 立 金 (K)	25,795	46,233	5,388	5,275	696	473	342	215	342	258	342	22,581	342	8,890	342					
前 年 度 からの繰越金 (L)	122,697	52,225	31,240	39,660	43,204	42,904	14,107	20,318	0	38,688	0	57,174	0	17,286	0					
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)																				
形 式 収 支 J-(K)+(L)-(M) (N)	52,225	31,240	39,660	43,204	42,903	33,941	0	123,632	0	57,174	0	17,286	0	27,802	0					
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	22,641	11,410	0	10,794	14,099			5,588		94										
美 質 収 支 (N)-(O)	29,584	19,830	39,660	32,410	28,804	33,941	0	118,044	0	57,080	0	17,286	0	27,802	0					
赤 字 比 率 $(\frac{Q}{(B)-C}) \times 100$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
収 益 的 収 支 比 率 $(\frac{A}{(D)+(H)}) \times 100$	100.9	94.7	85.9	92.3	87.0	84.9	83.9	74.2	75.0	85.8	87.6	86.8	86.1	86.6	85.4					
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 (R)																				
営業収益－受託工事収益(B)-(C) (S)	1,228,433	1,232,476	1,216,898	1,202,770	1,121,911	1,072,371	1,102,224	1,111,833	1,113,282	1,117,567	1,131,107	1,098,011	1,130,836	1,137,703	1,146,489					
地方財政法による資金不足の比率 $((R)/(S) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)																				
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)																				
健全化法施行令第17条により算定した事業の繰越 (V)	1,228,433	1,232,476	1,216,898	1,202,770	1,121,911	1,072,371	1,102,224	1,111,833	1,113,282	1,117,567	1,131,107	1,098,011	1,130,836	1,137,703	1,146,489					
健全化法第22条により算定した資金不足比率 $((T)/(V) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)																				
企 業 債 現 在 高 (X)	11,346,979	11,522,820	11,204,492	11,133,845	10,833,593	10,520,657	10,666,657	10,038,813	10,195,513	9,729,664	9,999,965	9,602,010	9,787,811	9,385,923	9,578,723					

## (2) 他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	
収 益 的 収 支 分	520,064	574,267	516,934	485,308	421,746	441,794	411,476	408,930	434,144	383,930	422,689	440,001	407,511	368,729	389,358					
うち基準内繰入金	184,220	171,518	164,376	176,472	156,444	148,158	153,008	146,017	148,134	133,505	136,425	84,728	132,497	213,004	128,307					
うち基準外繰入金	335,844	402,749	352,558	308,836	265,302	293,636	258,468	262,913	286,010	250,425	286,264	355,273	275,014	155,725	261,051					
資 本 的 収 支 分	363,521	335,485	530,835	364,374	341,009	331,293	353,064	707,034	606,062	348,444	338,562	301,543	353,689	341,510	368,623					
うち基準内繰入金	170,246	183,558	200,463	213,332	227,516	233,404	232,745	251,181	251,181	244,790	247,961	298,543	259,040	269,978						
うち基準外繰入金	193,275	151,927	330,372	151,042	113,493	97,889	120,319	455,853	354,881	103,654	90,601	3,000	94,649	0	98,645					
合 計	883,585	909,752	1,047,769	849,682	762,755	773,087	764,540	1,115,964	1,040,206	732,374	761,251	741,544	761,200	710,239	757,981					

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度)		平成24年度 (計画第2年度)		平成25年度 (計画第3年度)		平成26年度 (計画第4年度)		平成27年度 (計画第5年度)		
						(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)																
料金回収率※ (%)	78.5	73.1	75.9	74.9	73.6	70.2	71.0	66.3	72.5	72.9	74.5	66.5	74.0	60.7	75.0	
資本費 (円又は%)	125.1	126.3	129.6	130.2	138.9	134.5	139.5	137.7	142.2	102.7	138.2	165.4	140.5	142.7	142.7	
総収支比率(法適用) (%)																
経常収支比率(法適用) (%)																
営業収支比率(法適用) (%)																
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	100.9	94.7	85.9	92.3	87.0	84.9	83.9	74.2	75.0	85.8	87.6	86.8	86.1	86.6	85.4	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	29.1	31.2	29.5	28.4	27.0	28.8	26.9	26.5	27.7	25.0	26.9	28.1	26.2	23.9	25.1
	うち基準内繰入金 (%)	10.3	9.3	9.4	10.3	10.0	9.7	10.0	9.5	9.5	8.7	8.7	5.4	8.5	13.8	8.3
	うち基準外繰入金 (%)	18.8	21.9	20.1	18.1	17.0	19.1	16.9	17.0	18.3	16.3	18.2	22.7	17.7	10.1	16.8
	資本的収入分 (%)	24.9	28.0	48.1	41.2	59.8	57.5	45.7	65.7	63.6	56.4	48.9	37.3	50.0	47.5	49.2
	うち基準内繰入金 (%)	11.7	15.3	18.2	24.1	39.9	40.5	30.1	23.3	26.3	39.6	35.8	36.9	36.6	47.5	36.0
うち基準外繰入金 (%)	13.2	12.7	29.9	17.1	19.9	17.0	15.6	42.3	37.2	16.8	13.1	0.4	13.4	0.0	13.2	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
  - (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
  - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
  - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
  - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
  - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
  - (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。
    - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
      - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
      - ※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) 167
      - ※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
      - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量
      - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収 253
    - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
      - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100
      - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。
  - 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
  - 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

資本費＝

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>峡北地域広域水道企業団からの受水の有無等により旧町村間で異なっていた料金体系は、合併により公平の統一及び適正化を図る必要があり、平成19年度より簡易水道運営委員会で審議を行ってきたが、旧町村の地域間格差及び経済情勢の悪化の影響を考慮すると改定により負担が大きくなる地域があり、経営改善を図るまでの適正な料金設定への調整が困難な状況であった。</p> <p>平成23年1月使用料から現行の料金体系を適用したが、今回設定した料金でも大きな負担となった地域があったため、負担軽減のため3段階の経過措置（2年に1回・計6年）を講じた。7年目の平成29年1月使用料から新料金体系へ移行する予定である。</p> <p>料金収入（現年度分）は、平成23年度の改定以降減収しており、平成27年度決算においても改定前の平成22年度に対して微増に留まった。回復傾向であるものの、有収水量の減小傾向に歯止めが効かず、収入額の改善は難しい。</p> <p>また、第3次北杜市行政改革大綱では、徹底した収入確保や負担の公平性・公正性のため、平成28年度までに水道料金の現年分徴収率については98.5%、滞納繰越徴収率については14%を目標としており、水道料金未納整理事務取扱要綱に基づく給水停止措置の実施や徴収サイクルの適正化の取組みにより、納付の履行や滞納の抑制を図り、徴収率の向上を目指していく。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>一般会計からの繰入金は、収益的収支分については、地方債支払利息に伴う基準内繰入れ、峡北地域広域水道企業団への受水費等に係る収支不足補填等に伴う基準外繰入れがある。</p> <p>延長計画（平成23年度～平成27年度）の繰入額は、いずれも当初計画（平成18年度～平成22年度）に比して抑制を図っており、基準外繰入金に係る繰入金比率は、当初計画が平均19.2%であったのに対し、延長計画は維持管理費等の見直しにより平均17.6%となる見込みである。</p> <p>一方、資本的収支分については、地方債元金償還金に伴う基準内繰入れ、建設改良費に係る収支不足補填等に伴う基準外繰入れがある。</p> <p>延長計画中の繰入額は、当初計画との比較では、基準内は元金償還金の増額に伴い増加しているが、基準外については抑制を図っている。</p> <p>基準外繰入金に係る繰入金比率は、繰上償還分を除くと、当初計画が平均14.8%であったのに対し、延長計画中は建設改良費等の見直しにより平均13.0%となる見込みである。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>北杜市内には現在46箇所の簡易水道が存在しているが、大半は小規模水道である。配水池は120箇所あり、水源としては峡北地域水道企業団からの受水のほか、地下水等94箇所から取水しており、導・送水管の総延長は144,401m、配水管は894,795m、管路合計総延長は1,039,196mである。</p> <p>ライフラインとして安心・快適な水を供給しなければならないことから、老朽施設の統廃合や老朽管の更新等の施設整備により、効率的で安定した給水を確保できる水道事業の確立を図り、さらに安定した事業経営を目標としなければならない。</p> <p>このことから、簡易水道を統合し、一つの上水道事業へ移行する簡易水道統合整備事業により、平成23年度から平成28年度までに配水池関係等を4施設、遠方監視システム整備一式、導・送水管L=1,200m、配水管L=32,173m、減圧弁19箇所等を整備し、併せて既存施設の運用を見直す計画である。</p> <p>事業総額は2,306,629千円で、主な内容は配水池関係施設478,900千円、遠方監視システム整備400,000千円、導・送水管43,000千円、配水管712,300千円、減圧弁112,000千円等を予定している。</p> <p>主な財源は地方債1,661,800千円、国庫補助金370,091千円で事業総額の88%を占めている。</p> <p>また、資産売却等の予定はない。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>給水人口の減少傾向に加え、近年の省資源、節水型の社会構造への変化により料金収入は減少するものと予想される。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		北杜市定員管理適正化計画に基づき、現状を維持しながら適正な職員数(19名)を配置する。
○ 給与のあり方		国家公務員給与の実態や人事院勧告等を踏まえ、適正化を図っていく。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		職員の給与制度、適用、水準及び福利厚生事業について、国家公務員給与の実態や人事院勧告等を踏まえ、適正化を図っていく。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		技能労務職員は雇用していない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特昇制度は平成18年度に廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方		共済費は地方公務員等共済組合法に基づく負担率により負担している。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題④	有収率向上のため漏水調査及び配水管路の補修・整備等に取り組み、水道施設の電気料、薬剤使用料、修繕費等の削減を図る。 また、統合整備事業においても配水施設等の廃止等運用を見直し、施設に係る維持管理費の削減を図る。 平成23年度より毎年、前年度支出から250千円の縮減を図ることで、平成27年度では1,250千円の縮減効果を見込んでいる。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		平成29年度から、公金徴収業務の包括的民間委託を開始する。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	IIの課題番号	具体的内容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	課題①	<p>料金改定については、負担の公平性・料金水準の適正化を図るため、当初計画では平成21年度から実施する予定であったが、旧町村の地域間格差及び経済情勢の悪化の影響を考慮した結果、負担軽減のための3段階の経過措置（2年に1回、計6年）を講じることとなり、料金収入は当初見込みより減少となった。</p> <p>経過措置により平成27年度には改定による増収効果が見込まれるが、一般会計繰入金を抑制し企業としての経営基盤の強化を図るため、平成29年度以降、経済情勢の動向等を踏まえつつ更なる改定を検討する。</p>
○ 料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		財政状況について、広報誌、ホームページにより公開している。
○ 行政評価の導入		北杜市行財政改革アクションプランにより平成19、20年度を試行期間とし、平成21年度から本格導入を図っている。
4 その他	課題② 課題③	<p>収納率向上や未収金徴収対策の取組みとしては、第3次北杜市行政改革大綱において平成28年度までの目標とする、水道料金の現年分徴収率98.5%、滞納繰越徴収率14%向上の達成のため、水道料金未納整理事務取扱要綱に基づき、必要により給水停止措置を実施していく。併せて、徴収事務サイクルの適正化を図ることにより、納付の履行や滞納の抑制を図り徴収率の向上を目指す。</p> <p>また、財政面の大きな負担となる公債費の削減を図るため、計画的な投資を行うとともに、工事コストの縮減に努め、地方債発行額が償還額を上回らないようにする。</p> <p>なお、計量法による検満工事に係る量水器・量水器ボックス・止水栓を従来の個別発注から一括発注とすることにより、平成23年度では約9,100千円、平成24年度から平成27年度の各年度ではそれぞれ約4,400千円の縮減効果が見込まれる。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

- 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	漏水調査及び配水管路の補修・整備等により、漏水による水道施設の電気料、薬剤使用料、修繕費等の削減を図る。また、簡易水道統合整備事業においても配水施設等の廃止等運用を見直し、施設に係る維持管理費の削減を図る。平成23年度より毎年、前年度支出から250千円の縮減を図り、平成27年度では1,250千円の縮減効果を見込む。(課題④)
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	未収金徴収対策については、水道料金未納整理事務取扱要綱に基づき必要により給水停止措置を実施し、併せて訪問徴収の回数を増加する等の取組みにより、納付の履行や滞納の抑制を図る。平成28年度までに、水道料金の現年分徴収率98.5%、滞納繰越徴収率1.4%向上の達成を目指す。(課題②)未収金対策として、平成27年度は滞納者に対して計画的な納入指導及び給水停止措置を実施した結果、8,488千円の回収となった。 料金改定については、合併前旧町村の地域間格差と負担軽減を考慮し経過措置をとっているが、一般会計繰入金を抑制し経営基盤の強化を図るため、今後も改定を検討していく。(課題①)
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの基準外繰入れは、収益的収支分については、漏水対策の実施・配水施設等の運用見直しによる電気料、薬剤使用料、修繕料等の維持管理費の削減等により抑制を図る。また、資本的収支分については、計画的な投資と工事コストの縮減により抑制を図る。(課題③) 収益分・資本分を合わせた基準外繰入金の額は、当初計画中は合計約2,605百万円であったが、維持管理費及び建設改良費の見直し等により、延長計画中は合計約1,978百万円となる見込みであり、約627百万円の削減が見込まれる。基準外繰入金比率の面でも、延長計画では抑制がみられる。平成27年度における工事コストについては、従来の個別発注から一括発注により値引きとなり、φ13メートル(直読)2,907千円、φ13メートル(遠隔)2,532千円、φ20メートルボックス(3種)2,455千円、φ13止水栓(2種)274千円、総合計8,168千円の改善となった。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）  
 2 年度別目標等  
 (1) 水道事業【延長計画策定団体】  
 ① 年度別目標

(単位:千円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画初年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画第2年度)	平成25年度 (延長計画第3年度)	平成26年度 (延長計画第4年度)	平成27年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計	
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)													
		延長計画の目標値													
	企業債現在 高	当初計画の目標値 (実績値)	11,346,979	11,569,820	11,604,453	11,752,486	11,635,895	11,416,233							
		延長計画の目標値		11,522,820	11,204,492	11,133,845	10,833,593	(10,521)	11,416	(10,039)	10,195	(9,730)	9,999	(9,602)	9,787

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
	料金改定率					(0.0)	20.0								
		改善効果額(料金の適正化)				(0)	78,974	(0)	174,614	(22,283)	174,614	(22,283)	428,202		
	未収金の徴収対策			(1,000)	11,100	(800)	400	(1,500)	1,500	(2,124)	1,500				
		改善効果額		(1,000)	11,100	(1,800)	11,500	(3,300)	13,000	(5,424)	14,500	(7,924)	16,000	(19,448)	66,100
	一般会計負担金の額														
		改善効果額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用														
		改善効果額(収入増額)													
	その他( )														
		改善効果額													
	【経費の削減】														
		職員給与費の適正化													
		職員給与費(退職手当以外)	117,520	(119,552)	130,640	(112,860)	131,946	(113,376)	133,264	(113,885)	128,264	(116,280)	128,264		
		改善効果額				(4,660)	(4,144)	(3,635)	(1,240)	(13,679)	0				
		給与水準													
		改善効果額													
		その他( )													
		改善効果額													
		維持管理費等	920,265	(940,080)	918,424	(982,122)	918,900	(967,641)	917,062	(981,722)	915,227	(913,396)	913,396		
	改善効果額(適正化)						(4,036)	400	(6,869)	400	(10,905)	800			
	工事コスト														
	改善効果額(縮減額)						(10,880)		(10,880)	0					
	その他( )														
	改善効果額														
当初計画改善効果額 合計									(77,195)	495,102					
(参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)										56,565					

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】																								
	2	料金改定率											0.1												
		改善効果額(料金の適正化)											(0)	14,544	(0)	14,544									
	2	未収金の徴収対策						(2,124)	1,500	(-4,926)	3,000	(4,552)	3,000	(5,842)	3,000	(4,000)	3,000	(8,488)	3,000						
		改善効果額												(-4,926)	876	(2,428)	876	(3,718)	876	(1,876)	876	(6,364)	876	(9,460)	4,380
		一般会計負担金の額																							
		改善効果額(負担金の確保等)																							
		資産の有効活用																							
		改善効果額(収入増額)																							
		その他( )																							
		改善効果額																							
	【経費の削減】																								
		職員給与費の適正化																							
		職員給与費(退職手当以外)																							
		改善効果額																							
		給与水準																							
		改善効果額																							
		その他( )																							
		改善効果額																							
	1	維持管理費等							(981,722)	915,227	(985,938)	981,472	(980,048)	981,222	(979,740)	980,972	(983,141)	980,722	(968,730)	980,472					
	改善効果額(適正化)									(-4,216)	250	(1,674)	500	(1,982)	750	(-1,419)	1,000	(12,992)	1,250	(11,013)	3,750				
2	工事コスト									(11,715)	9,100	(10,440)	4,300	(6,139)	4,400	(7,576)	4,400	(8,168)	4,400						
	改善効果額(縮減額)									(11,715)	9,100	(10,440)	4,300	(6,139)	4,400	(7,576)	4,400	(8,168)	4,400	(44,038)	26,600				
	その他( )																								
	改善効果額																								

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。  
 2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。  
 3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	(64,511)	49,274
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B		
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C		
A+B+C	(64,511)	49,274
<参考> 延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)		47,132.7

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度) (決算)(計画)	平成24年度 (計画第2年度) (決算)(計画)	平成25年度 (計画第3年度) (決算)(計画)	平成26年度 (計画第4年度) (決算)(計画)	平成27年度 (計画第5年度) (決算)(計画)
給水人口 (人)	48,470	48,129	47,726	47,614	47,581	(47,408) 47,408	(47,075) 47,308	(46,869) 47,210	(46,479) 47,106	(46,297) 47,005
年間総有収水量 (m <sup>3</sup> )	7,224,855	7,244,137	7,187,280	7,059,231	6,797,579	(6,779,344) 6,779,344	(6,662,636) 6,765,187	(6,515,558) 6,751,030	(6,396,800) 6,736,158	(6,422,390) 6,721,715
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	43,942	43,942	47,947	47,947	47,947	(47,947) 47,947	(47,947) 47,947	(47,947) 47,947	(47,947) 47,947	(47,947) 47,947
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	36,800	32,485	32,168	32,500	35,500	(35,500) 35,500	(36,667) 35,500	(33,594) 35,500	(33,016) 35,500	(35,980) 35,500
最大稼働率 (%)	83.75	73.93	67.09	67.78	74.04	(74.04) 74.04	(76.47) 74.04	(70.06) 74.04	(68.86) 74.04	(75.04) 74.04
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	153.83	154.56	154.65	155.30	153.24	(150.76) 150.76	(154.24) 152.69	(157.04) 155.65	(160.66) 155.66	(164.77) 158.62
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	244.93	261.49	254.71	262.47	264.57	(269.21) 269.21	(270.91) 269.49	(274.09) 265.77	(282.20) 268.36	(221.49) 270.83

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

明野町、須玉町、高根町、長坂町及び小淵沢町において簡易水道統合整備事業を実施している。平成28年度までには統合を完了する予定であり、その後、平成32年度を目標に上水道事業に移行する。